

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第4071002085号)

当事業所は、ご契約者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が、居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等のご希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保できるように、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が、対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に対する留意事項	5
7. 事故発生時の対応方法	6
8. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社N a n o テックス
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目10番26号
重松第5ビル5階
- (3) 電話番号 092-711-0152
- (4) F A X 番号 092-711-0156
- (5) 代表者氏名 代表取締役 安藤真由美
- (6) 設立年月 平成16年12月24日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 赤坂介護プラン N a n o テックス
(福岡市指定 第4071002085号)
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目10番26号 重松第5ビル5階
- (5) 電話番号 092-711-0157
営業時間外 070-1689-7428
- (6) 事業所長（管理者）氏名 安藤真由美
- (7) 当事業所の運営方針 ◆赤坂介護プラン N a n o テックスの介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、心身の状況、環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
◆事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に努めるものとします。
- (8) 開設年月 平成21年9月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福岡市内

(2) 通常の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日および12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 9:00～18:00 （但し、祝祭日および12月29日～1月3日を除く）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、介護支援専門員を4名配置しております。（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

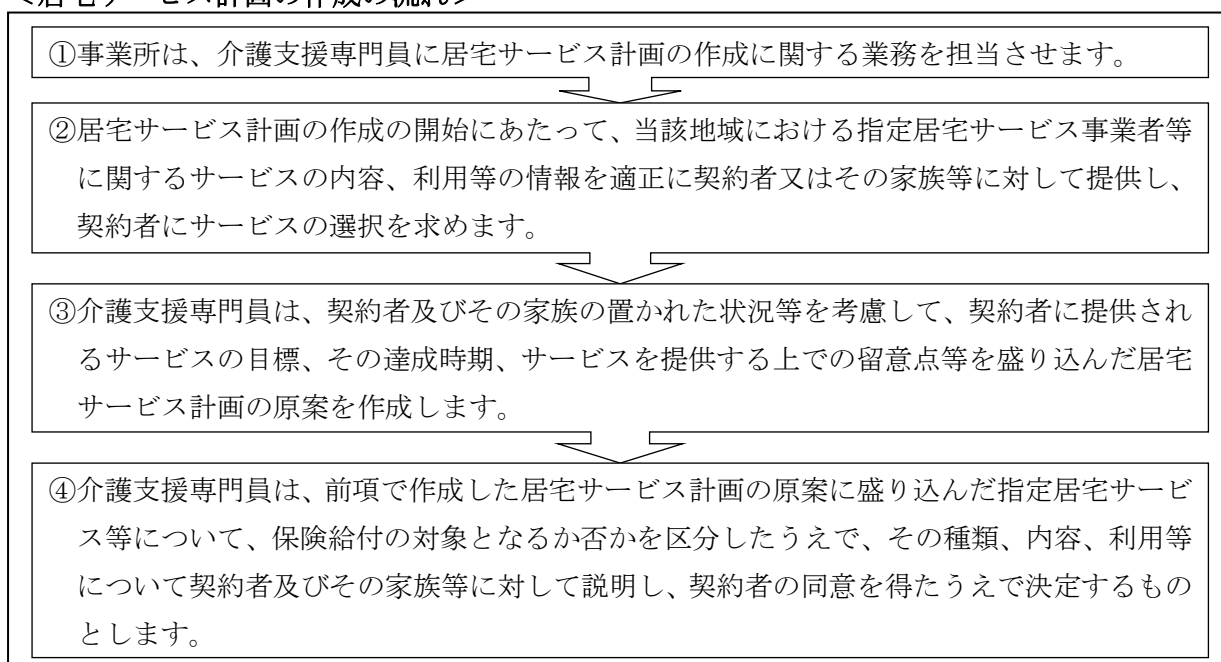
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を月1回以上訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



尚、事情によりご訪問できない場合は、電話照会等に対応致します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または、利用者が介護保険施設への入院又は入所をご希望する場合は、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。

要介護度	要介護 1、2	要介護 3～5
利用料金	1, 0 8 6 単位	1, 4 1 1 単位

*福岡市は地域区分5級で、平成28年～ 1単位 10,700円になります。

<加算について>

下記の条件を満たした場合には、上記利用料金に下記の料金が加算されます。

加算項目	加算内容	加算料金
初回加算	新規利用又は要介護状態が2段階以上変更となった月、若しくは2ヶ月以上利用を停止し、利用を再開した月に加算	300単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院当日に医療機関に対して必要な情報提供を行った場合に加算（入院日以前も含む）	250単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院後3日以内に医療機関に対して必要な情報提供を行った場合に加算	200単位/月

退院・退所加算	病院等を退院または老健等を退所される際、カンファレンス等で職員から利用者に関する情報提供を受け、ケアプランに適用した場合に加算（入院等期間中3回まで）	・カンファレンス無 1回450単位／月 2回600単位／月 ・カンファレンス有 1回600単位／月 2回750単位／月 3回900単位／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合に加算	200単位／月（月2回まで）
ターミナルケアマネジメント加算	利用者またはその家族から同意を得たうえで、終末期にある利用者が在宅で永眠された場合、その日以前2週間以内に2日以上訪問し、状態を医師や事業者へ提供した場合に加算	400単位／月
通院時情報連携加算	医療機関での診察に同席し、医師と情報連携の上、ケアプランに記載した場合に加算（歯科医師の診察時の同席も含む）	50単位／月（1人・月1回まで）

（２）交通費

通常の事業実施地域（福岡市内）でサービスを受けられる方は無料です。

通常の事業実施地域以外の方がご利用される場合、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収致します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収致します。

- ①事業所からサービス提供地域（福岡市）外より片道おおむね2km未満 0円
- ②事業所からサービス提供地域（福岡市）外より片道2km以上、2kmごとに300円

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

介護支援専門員 安藤 真由美 、田邊 恵 、柴田 美智子 、菊川 仁史

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 身分証明書の携行

介護支援専門員は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びご契約者又はその家族から求められた時は提示を行ないます。

7. 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

事務所に連絡するとともに、ご契約者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 赤坂介護プラン N a n o テックス 管理者 安藤真由美
- 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～18：00 （祝祭日及び12/29～1/3を除く）
- 電話番号 事務所 092-711-0157
- ファックス 事務所 092-711-0156
- 電子メール akasaka-kaigo@nanotechss.co.jp

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・福岡市介護保険課

東区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所： 福岡市東区箱崎2丁目54の27

電話番号： 092-645-1069

FAX番号： 092-631-5025

博多区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所： 福岡市博多区博多駅前2丁目19の24 大博センタービル

電話番号： 092-419-1081

FAX番号： 092-441-1455

中央区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所： 福岡市中央区大名2丁目5の31

電話番号： 092-718-1102

FAX番号： 092-771-4955

南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所：福岡市中南区塩原3丁目25の3

電話番号：092-559-5125

FAX番号：092-512-8811

城南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所：福岡市城南区鳥飼6丁目1の1

電話番号：092-833-4105

FAX番号：092-822-2133

早良区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所：福岡市早良区百道2丁目1の1

電話番号：092-833-4355

FAX番号：092-846-8428

西区 保健福祉センター 福祉・介護保険課

住所：福岡市西区内浜1丁目4の1

電話番号：092-895-7066

FAX番号：092-881-5874

・福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）

住所：福岡市博多区吉塚本町13の47

電話番号：092-642-7859

FAX番号：092-642-7857

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、ご契約者にその内容を文書で交付し、説明した後、署名又は捺印にて同意の確認を行ないます。

本重要事項説明書の内容に同意したことを証するため、本書2通を作成し、ご契約者・事業者双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行ないました。

赤坂介護プラン N a n o テックス

説明者名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

住所 _____

契約者 氏名 _____ ⑩

連絡先 _____

私は、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行ないました。

契約者との関係 _____

署名代行理由 _____

署名代行者 住所
氏名 ⑩
連絡先

事業所 所在地 福岡市中央区赤坂1丁目10番26号
重松第5ビル5階
名 称 赤坂介護プラン N a n o テックス
株式会社 N a n o テックス
代表取締役 安藤 真由美 ⑩

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスをご提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、契約者の自費により複写物を交付します。

②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及び家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な利用がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合は、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保 険 名 「介護事業者賠償責任補償」

補償の概要 居宅介護・介護支援予防事業に係る純粋経済災害賠償事故 他。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

ご契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、ご契約期間満了の2日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援設定により、ご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①事業者をやむを得ない事情があり、ご契約者に対し１ヶ月前までに理由を示した文書で通知した場合
- ②ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合